

宮学健第1175号

令和3年3月16日

各宇都宮市立小・中学校長 様

宇都宮市教育委員会教育長

「第三種（その他の感染症）」に係る「登校届」の活用について

このことについて、これまで、インフルエンザ以外の感染症に罹患し出席停止となった児童生徒が登校する際、病状回復の確認とまん延防止の観点から、保護者には医療機関からの治癒証明書の提出をいただくようお願いしてまいりました。

しかしながら、治癒後に再度、児童生徒及び保護者が医療機関に行くことへの不安や負担、治癒証明書に係る費用負担などが課題となっていたところです。

そこで、市教委では市医師会と協議を重ね、令和3年度より「第三種（その他の感染症）」のうち学校長が感染症に罹患した児童生徒に対して出席停止の措置を講じる場合、治癒証明書に替わる「登校届（保護者記入）」を活用することとしました。

ついで、教職員及び保護者へ周知するとともに、感染症に罹患し出席停止となった児童生徒が登校する際、「登校届（保護者記入）」を提出するよう、保護者へ依頼願います。

なお、「第三種（その他の感染症）」以外の感染症については、これまで同様、医師による証明が必要となりますが、従来の治癒証明書に替わり、市医師会で統一した様式「意見書（医療機関記入）」を活用することとしました。（活用に当たっては、これまでの治癒証明書と同様の取扱いとなります。）

また、インフルエンザに罹患し出席停止となった児童生徒が登校する際については、これまで同様、「インフルエンザ経過報告書」により対応願います。

※「意見書」については、本市医師会所属の医療機関へは、市医師会より備え付けの依頼がされていますが、医療機関により対応が異なる場合もあることから、これまで同様、治癒証明書の提出に問題はないため、再度、「意見書」の提出を求めることがないようお願いします。

※「登校届」については、各学校での配付となるため、学校より配付・宇都宮市ホームページ記載の「登校届」を活用・学校ホームページへ掲載し活用など、「登校届」の活用について保護者へ周知願います。

宇都宮市教育委員会事務局
学校健康課学校保健体育グループ
担 当 齊 藤
TEL 632-2756
FAX 639-0613